

土木工事共通仕様書等の改正について

1 概要

「行政手続の見直し方針」に基づき提出書類への押印を廃止することとしたため、土木工事共通仕様書及び土木工事施工管理基準の関係書類様式等を改正する。

2 改定の内容

- 1) 各関係書類様式における受注者側からの押印は、一部の例外を除き、すべて廃止する。
記名によるものを有効とするが、「承諾」については署名するものとする。
- 2) 記載のない各関係書類様式は、従来どおり取扱うものとする。

3 適用

令和3年4月1日以降の交通基盤部発注土木工事に適用する。
(既契約工事及び令和3年4月1日以降に契約する工事)

4 その他

最新版の土木工事共通仕様書及び土木工事施工管理基準は、工事検査課DBと工事検査課ホームページで電子データ(PDF版)を公表する。